

【資料2】（仮称）共生社会推進条例の検討について

1 条例制定の背景

(1) 国の動き

○ 国においては、共生社会の実現に関し、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、いわゆるバリアフリー法を平成18年に制定しています。

また、平成25年には、いわゆる障害者差別解消法を制定し、障がいを理由とする差別解消に取り組んでいるほか、平成31年には、いわゆるアイヌ施策推進法を制定し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進などを進めてきました。

さらに、今年6月には、いわゆる認知症基本法やLGBT理解増進法を次々と制定するなど、共生社会の実現につながる法整備が着々と進められています。

○ こうした個別の分野における立法例だけでなく、平成30年には、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」を制定し、実現を目指すべきユニバーサル社会（※）が掲げられるなど、国をあげて様々な視点から取組が強化されています。

※ユニバーサル社会…障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会

(2) 他自治体の状況

鎌倉市や兵庫県など、全国各地で、共生社会の実現に向けた条例制定の動きが活発化しています。

(3) 札幌市の状況

札幌市では、これまで共生社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたところですが、主に次のような課題を抱えています。

○ 札幌市の人口は減少局面を迎える中、2040年代には高齢者人口がピ

ークとなり、全体の約4割を占めることが予想され、日常生活で制限を受ける方が増加することが見込まれます。

- 障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合は約3割と低い割合で推移しています。
- 地域における多世代交流が重要と考える市民が少ないことが明らかになっており、地域意識が希薄化しています。
- 今後は労働力不足に伴う国の外国人材の受入拡大により、市内で暮らす外国人が増加していくことが予想され、多文化共生の推進が課題となっています。
- 令和3年度に実施した市民意識調査では、男女の地位の平等感に関し社会全体で「平等になっている」と答えた市民の割合が10.6%と低い状況です。
- 令和2年に実施した市民意識調査では、「アイヌ民族について知っている」と答えた市民の割合は89%にとどまっている状況です。

(4) 条例の検討に向けた動き

- 上記(3)のように共生社会の実現に向けた課題が多様化かつ複雑化していることに加え、昨今の価値観やライフスタイルの多様化、国や他自治体の動き等も踏まえ、札幌市では、最上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）において、多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げました。
- また、まちづくりを進めていく上での重要概念の一つとして「ユニバーサル（共生）」を定め、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」（共生社会）を実現していくことを明記しました。
- こうした状況を踏まえ、市長公約においても（仮称）共生社会推進条例の制定が掲げられ、条例制定に向けた検討を進めていくこととしています。

※（参考）市長公約（令和5年4月）

「障がい、性別、年齢、人種、国籍などにかかわらず、誰もが互いの個性や違いを認めて尊重し合い、差別のない社会の実現を目的とする「（仮称）共生社会推進条例」を新たに制定し、全市民で取り組みを進めていきます。」と明記。

2 条例の制定目的

- 上記1のとおり、多様性と包摂性のある都市を目指していくためには、共生社会の実現が必要ですが、これに当たっては、市民・事業者・行政の協働が不可欠と考えられます。
- この協働を促していくためには、それぞれが異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有した上で、連携し合いながら、それぞれの立場の中で取組を進めていくことが重要です。
- そこで、共生社会の実現の推進に関し、基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることなどにより、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていくことを目的として、条例の制定を目指したいと考えています。

3 条例の基本的方向性（案）

(1) 共通理念の設定

理想の共生社会の実現に向けて必要になる共通理念を皆で作り上げる。

【参考①】鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、行うこととする。

- (1)市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。
- (2)市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- (3)市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

【参考②】兵庫県ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（抜粋）

（ユニバーサル社会の実現）

第1条 年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができるユニバーサル社会は、次に掲げる社会の実現を図るための取組（以下「ユニバーサル社会づくり」という。）を通じて実現されなければならない。

(1) 人と人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会

(2) 全ての人がその能力を發揮して、多様な社会参加ができる社会

(3) 生活に必要な情報を円滑に取得し、及び利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会

(4) 福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会

(5) 全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会

第2条 ユニバーサル社会は、県民、事業者、団体、県及び市町の参画と協働により実現されなければならない。

(2) 共生社会の実現に向けた決意の表明・共通理念の浸透

市民・事業者・行政によるオール札幌で共生社会を実現していくという決意を内外に示すとともに、(1)の理念を広く浸透させていく。

(3) 既存の関係施策の枠組みを超えるまちづくりの方向性の提示

(仮称)共生社会推進条例においては、「札幌市福祉のまちづくり条例」や「札幌市男女共同参画社会推進条例」などの共生社会の実現につながる関係条例に基づく既存の関係施策の枠組みを超えるまちづくりの方向性を示し、各種取組を加速化させていく。

4 今後のスケジュール（想定）について

条例制定に向けた今後のスケジュールは、次のとおり想定しています。ただし、検討の状況により、変更となる場合があります。

(1) 第2回 検討委員会（令和5年12月）

条例に盛り込むべき内容等について意見交換

(2) 第3回 検討委員会（令和6年3月頃）

条例構成案の提案・意見聴取

- (3) 第4回 検討委員会（令和6年夏頃）
条例素案の検討
市民参加事業の報告
- (4) パブリックコメントの実施（令和6年秋～冬頃）
- (5) 第5回 検討委員会（令和6年冬頃）
条例最終案の検討
パブリックコメントの報告
- (6) 条例案の議会提出（令和7年第1回定例会市議会）
- (7) 条例の施行（令和7年4月1日）